

## 事業者ヒアリング②開催

### 第147回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2017年9月13日（水）9：00～12：00

前回9月6日に引き続き、介護給付費分科会で事業者ヒアリングが行われました。全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会、全国ホームヘルパー協議会、日本認知症グループホーム協会など8団体の代表者らが要望を伝えました。

「生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準及び報酬」については「生活援助の専門性を踏まえた慎重な検討が必要」などの意見が出されました。

#### 1. 「小規模多機能型居宅介護は、後発サービス全般が苦戦している。サービスは好評なのに、苦戦する理由があるのではないか」

特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会は、「使い放題の定額制」「通いを利用していないと登録不可」など誤った理解・説明が行われていることをあげ、小規模多機能型居宅介護の理解促進など下記の要望等を提案した。

- ①小規模多機能型居宅介護の周知・徹底
- ②人員基準の見直し：登録者に対して3：1の配置
- ③訪問体制強化加算Ⅱの新設
- ④末期の悪性腫瘍患者等の訪問診療の要件緩和

#### 2. 訪問介護の生活援助について「安易に基準の緩和と介護報酬の引き下げを行うことは、利用者および訪問介護員の双方にとって事態の悪化をもたらすものと危惧する」

日本ホームヘルパー協会、全国社会福祉協議会全国ホームヘルパー協議会は、訪問介護について、給付費分科会で論点として出されている「生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準及び報酬」「集合住宅への適正なサービス」に下記を要望した。

- 「安易な基準の緩和と介護報酬の引き下げは、利用者および訪問介護員の双方にとって事態の悪化をもたらす」「生活援助の専門性を踏まえた慎重な検討が必要」
- 緩和された基準に応じた人材を養成する簡易な研修を実施することが想定されているが、この研修の実施により自立支援の視点が低い人材が増加するのではないか
- 集合住宅におけるサービス提供は、地域加算がない地域では、点在する居宅を訪問する場合に遠距離加算がないので、「集合住宅減算」は高齢者に特化した集合住宅にとどめるべき

#### 3. 「地域における認知症ケアの拠点として積極的に取り組む事業所に対し、認知症ケア支援に係る評価をしていただくことを要望したい」

日本認知症グループホーム協会から、①在宅支援機能への評価②医療との連携の強化への評価③人材確保のための職員配置の弾力的な運用④低所得者対策の充実⑤経営の安定化などが要望された。

#### 4. 介護医療院のありかた

日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会の四病院団体協議会から介護医療院の機能やサービス提供単位について意見が出された。

資料等は、下記、厚生労働省HPをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000177215.html>